

厚木市防災行政無線更新整備業務委託に係る公募型プロポーザル 質問への回答

令和7年8月15日

番号	ドキュメント名	頁	項番	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領	1	2(5)	(5)提案限度額について、記載ございますが、こちらの上限金額に維持管理費は含まないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	公募型プロポーザル実施要領	9	3(4)イ	「その他資料」とは同頁の3(1)提出書類のイ、ウ、エ、オでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	公募型プロポーザル実施要領	10	4	プレゼンテーション実施時は、技術提案書とは別に説明資料を準備してもよろしいでしょうか。また、説明時間以内であれば、デモ等をおこなってもよろしいでしょうか。	技術提案書を基にプレゼンテーションを実施していただくことから、資料3「技術提案書・見積書等作成要領」における技術提案書作成要領のとおり作成をお願いします。 また、説明時間以内であれば、デモ等を行っていただいて問題ありません。
4	発注仕様書	2	6(4)	「工法変更や物価上昇に伴う単価の変更等を行う場合には、（中略）本市の承諾を得るものとする。」について厚木市様の承諾が得られる内容であれば費用の増減は認められると考えてよろしいでしょうか。	提案書記載の工法や仕様は、評価対象となっているため、原則変更を認めません。また、本市が起因となるものについては、費用の増減対象となりますが、受注者が起因となるものについては、費用の増減対象とはなりません。 なお、物価上昇に伴う単価の変更について、本契約は業務委託契約であるため、インフレスライド条項の適用はありません。したがって、本記載は物価上昇による契約金額の増額を認めるものではないため、適切な費用を算出し見積書を提出してください。
5	発注仕様書	2	6(5)	「設計変更に係る一切の費用」とは根拠資料を作成する費用のことで、変更に伴う材料、労務の費用の増減については含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	根拠資料を作成する費用や変更設計を行うのに必要な全ての経費が対象となります。 なお、変更に伴う材料、労務費用の増減については、質問4のとおりです。
6	発注仕様書	4	14(2)	既設設備の維持管理について、①厚木市様と既設保守業者の保守契約は本事業で既設設備がなくなるまで継続すると考えてよろしいでしょうか。 ②維持管理の範囲をご教示ください。	①お見込みのとおりです。 ②受注者が、新設設備を設置するために既設設備を移動又は撤去し、産業廃棄物処理するまでの維持管理となります。
7	発注仕様書	4	14(2)	既設設備の保守について、本事業期間は既設保守業者に委託されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	発注仕様書	7	4(4)エ	「地際防腐塗装」は地上に見えている範囲内の塗装で問題ないでしょうか。	既設柱の流用のための施工方法であり、評価の対象となるため、塗装の工法を提案してください。
9	発注仕様書	7	4(9)	(9)既存設備との切替作業について、記載ございますが、切替期間中の既設保守業者の立会い費用については提案限度額に含むと解釈すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	技術提案書・見積書等作成要領	1	2(1)ウ	別途提出書類について、提出部数は正1部、副10部でよろしいでしょうか。また同頁2(1)イと一緒にバインダー等で綴じることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	技術提案書・見積書等作成要領	2	3(2)エ	15年間の維持管理費用について、社会情勢等により人件費、ライセンス費用、経費等が想定外に高騰することも予測されます。これらについて今回提出する費用から変動があった際は、厚木市様と事業者が協議し見直すことを認めていただけますでしょうか。	今回提出する維持管理費用に、社会情勢等による想定外の高騰が発生した場合は、本市と受注者で協議するものとします。
12	全般			本事業は、建設工事を伴うため、建設業法に則った対応が必要です。 公告資料に記載がございましたが、提案上限額約17億円の大規模工事を伴うことも踏まえ、技術者は「建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条」に基づき、専任の監理技術者及び現場代理人をそれぞれ配置し、CORINSへの登録が必要との認識でよろしいでしょうか。また、これらの技術者はそれぞれ、契約時から届出するものとし、提案時提出資料の「施工体制表」に氏名記載するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。